

# 令和5年度 事業計画書

令和5年度においては、引き続き、研究員の個別研究及び研究員が主宰する研究会方式の研究を実施するとともに、研究員を中心とした研究企画委員会を開催し、日本農業・農村の現状把握と国際的環境の変化を含めた基本的諸課題の解明に引き続き努める。また、講演会、若手研究者助成事業、表彰事業等を実施する。

## I 公益目的事業

### ア 農業及び農村に関する調査研究

#### 1) 研究員による個別研究

##### (1) 日本の食料安全保障論

坪田 邦夫

昨年度見たように、国際社会の「Food Security」の議論は、食料供給の問題から購買力や利用といった需要面へ、さらには持続性の側面へとシフトしてきた。一方、日本の「食料安全保障」議論は、依然として供給面の課題、特に輸入途絶など「不測の事態」への対応が中心である。国が豊かになって、購買力など需要面の心配がなかったうえ、実際に基本食料の不足に直面することがなかったからであろう。そのため、貿易交渉や国際価格高騰の際には関心を集めるものの、議論はどこかリアリティーや具体性を欠き、それが過ぎると忘れ去られることも多かった。

本年度は、これまでの日本の「食料安全保障」に関する主な論調や政策を、現在の視点から再度読み返し、事後的な傍証を加えながら論点の整理を試みる。取り上げるのは、国家安全保障との関係、食料自給率と食料安全保障、将来の国際食料需給、国内食料供給力と緊急時の対応などである。担い手の不足と高齢化や農地の荒廃という隠れた脅威についても考えてみる。

##### (2) 農業経営を支える教育の役割

生源寺 眞一

農家と農業従事者の減少が加速する一方で、若手の新規就農者の多くが雇用就農者や起業型の新規参入者であるなど、新たな農業経営者を生み出す経路にもかつてとは異なる動きが定着しつつある。こうした状況下で農業教育、とりわけ農業経営者を養成する教育システムの重要性が増しており、新規の挑戦も取り組まれている。具体的には農林業を対象とする初の専門職大学が2020年に静岡県で開設され、現在は東北地方でも設置に向けた準備が進んでいる。また、2013年にスタートした日本農業経営大学校においても、教育の対象と方法の見直しに着手している。むろん、多くの都道府県に設置されている農業大学

校の動向にも注目する必要がある。職業として選ばれる産業に移行しつつある現代の農業にとって、農業経営を支える教育システムの果たすべき役割をめぐって、現状の確認をベースに、近未来に向かうための特色と課題について考察する。

### (3) 中国農村金融の新展開と課題

河原 昌一郎

中国の農村金融では、従来、各郷鎮に設置されていた農村信用社が中心的な役割を果たすものと考えられてきた。とりわけ、1996年に示された中国農村金融の改革構想では、農村信用社が協同組合金融機関として農村金融の基礎を担い、政策金融機関である農業発展銀行、商業金融機関としての中国農業銀行がこれを補うという方向が示され、農村信用社への期待は高かった。

ところが、農村信用社は、現実には、そうした期待に応えることができず、2000年代になると県信用連社に吸収統合されるところがほとんどとなった。

こうした情勢に対応して、近年では村鎮銀行、貸出会社、農村資金互助社といった新型農村金融機関が設立され、中国農村金融は新たな展開を見せるようになっている。

本稿では、こうした動向に鑑み、農村信用社が期待された役割を果たせなかった要因を分析し、一方で新型農村金融機関の設立目的、事業、組織の特色を明らかにする。そしてその上で、中国農村金融の今後の課題を検討する。

### (4) チーズ生産による生乳需給調整の意義と課題

矢坂 雅 充

日本ではコロナ禍で生乳需要の消失と膨大な過剰乳製品在庫に直面し、従来の脱脂粉乳・バターによる生乳需給調整機能を国産チーズ生産で補う必要性が議論されている。これまでの生乳需給調整システムが機能しにくくなり、中長期的に取り組むべき現実的な生乳需給調整のあり方として注目されている。

もっともチーズ生産による生乳需給調整は多くの課題を抱えている。チーズはいち早く国境調整措置を緩和した乳製品である。1951年にナチュラルチーズ、プロセスチーズも1990年に数量制限が撤廃されている。近年ではCPTPPや日EU・EPAでナチュラルチーズの関税が今後撤廃されることが合意された。チーズの自給率はすでに15%を下回っており、国産チーズを一部の輸入チーズと置き換えていくためには、政府や酪農乳業の積極的な支援や投資が不可欠である。

本稿ではこれまでの国産チーズの輸入チーズへの市場競争力を担保するための施策や酪農生産者団体の取り組みの実態と限界を明らかにすることを通じて、チーズ生産による生乳需給調整システムの意義と課題を検討する。

## (5) コメ市場及び森林政策の経済分析

田 家 邦 明

ミクロ経済学をベースとする産業組織論、公共経済学等の関係応用経済学のツールを使って、その視点から米市場や森林・林業に関する政策を分析しており、そのシリーズの一環として引き続き取り組む。

特に、米市場について、戦前、深川市場等の消費地の問屋を頂点とする商人による流通機構において生産者は被支配的地位におかれていた。戦後、食糧管理法から食糧法への移行を経て、現状は、戦前と同様自由取引の状況にある。系統と卸が主要プレーヤーとして取り引きする米市場の構造を寡占市場と捉え、戦前との違いやそれをもたらしている市場のメカニズムを明らかにする。

また、森林については、国土保全、地球温暖化防止等の発揮が期待される機能が外部性又は公共財的性質を持つことから、森林政策をそれによる市場の失敗を是正する政策的関与と捉え、その視点から森林環境税等の新しい施策の意義と課題を分析する。

## (6) わが国近世までの牛馬飼養の歴史 下

岩 元 明 久

わが国において肉酪利用が一般化するのには明治期以降であるが、牛馬に代表される畜力利用の歴史は古く、わが国農業生産においても不可欠な要素として定着していた。前年度においては、わが国の古代における牛馬飼養の歴史を考察したが、本年度は、引き続き、古代以降の食肉・乳酪の歴史をたどるとともに、農業・農村という二次的自然の形成に、牛馬に代表される家畜がどのように関わってきたかを考察することをめざす。このことにより、現在の農業・農村の現状の中、地域の農業経営の主体になってきた周年雇用型法人経営が、地域資源の持続的利用等の観点から、耕畜連携に取り組む現代的意義を探究する。

## 2) 研究会方式及び研究企画委員会方式による研究

### (1) アジア食料農業政策研究会

主査 坪 田 邦 夫

当研究会は、4年半にわたる議論を令和3年度中に報告の形で取りまとめ公表・出版した。ただ、最も重要な国の中国についてはメイン部分である食料農業と農政の部分の執筆が遅れたため、土地問題に限った報告になっている。本年度は中国のメイン部分の報告を取りまとめるとともに、アジア主要国農政の動向を OECD の PSE 指標等を参考にしながら要約し、研究会報告の別冊として追加公表することとする。

### (2) 地域農業事情に関する研究会

主査 田 家 邦 明

研究対象の京丹後市に関し、これまで行ってきた、現地での生産者からの聞き取り、関

係機関の農政担当者及び生産者による報告等について、令和2年度から令和3年度においては、個別に報告書として出版したところである。令和5年度においては、今後の同市の発展方向において農業に期待される役割等を中心に、全体とりまとめを行う。

### (3) 農業・農村の諸課題に関する研究企画委員会

当研究企画委員会は、農業・農村の諸課題について、興味深い論文を発表した研究者等を招聘し、報告を聴取し意見交換を行うとともに、その者の了解を得て関係資料等についてホームページに掲載し関係者に対して情報公開する。

## 3) 農業及び農村地域の動向に関する調査研究

引き続き、地域農業及び農村の動向に関する調査研究の充実を図るため、地域等において調査に従事する若手研究者を客員研究員に委嘱する。

### (1) 仙台東部地区の農業復興と農家経営の現状（6）

森 田 明

本研究の課題は、東日本大震災の被災地で大規模化を図っている経営体の経営のあり方を継続的に観測し変化を検討することにある。大規模化及び大型施設・機械などの導入を図った宮城県の沿岸地域の農業について定点観測として継続的な調査を行う。令和5年度は新型コロナに関する規制も緩和されることから、とくに対面でのヒアリング調査を中心に行う。

調査項目としては、法人や組織の状況、規模拡大後の生産など経営状況、それに雇用や設備投資などについてヒアリング調査を行う。また、被災地特有の問題点なども残存していることから、このことについての検討を行う。震災後10年以上も経過すると後継者を考える時期が来ている。この点についても調査を行う。加えて、新型コロナの影響などを含めて調査を行う。

対象としては、継続調査の観点から、井土生産組合など仙台東部地区に展開する農業法人、山元町などのいちご団地、また、可能なら新たな調査地として東松島市や名取市の法人経営の調査を行いたい。震災後定期的に取材している福島県の農家についても可能であればまとめることとしたい。

### (2) 中山間地域の水田農業の多様な担い手—定点観測 1-3—

山 浦 陽 一

中山間地域の経済、社会の将来を展望する上で、参考となる事例の定点観測を行うことが、『農業研究』において筆者に与えられた課題である。毎年ひとつのテーマに絞り、大分県をフィールドに、特徴的な事例を検討する。2013年度から開始し、5つのテーマについてそれぞれ5年おきに取り上げており、2023年度からは、3周目に入る。

2023年度は、2018年度に取り上げた臼杵市の「西日本農業社」、および県が推進する地域農業経営サポート機構である「うすき農尊協同組合」のその後を取り上げる予定である。西日本農業社は、水田農業に加えベビーリーフ製造や生姜の6次産業化に取り組む農業法人で、農尊協同組合は、管内の農業法人が集まる労働力融通、斡旋の組織である。ただし西日本農業社は経営権が譲渡されるなど、両者とも5年前と状況が大きく変わっており、十分な検討ができない可能性がある。その場合は、元の経営者や農地の出し手、サポート機構に代わる農業労働力の仲介者や市役所、県庁担当者など、周辺の主体を中心に調査を行い、その後の状況を確認したい。

### (3) 離島の第一次産業経営と移住定住政策に関する研究

小澤 卓

本研究は、離島の第一次産業を持続的に発展させていくために、経営体を取り巻く現状について調査し、経済学的な視点から実証的に研究することを通じた理論の構築を目的としている。

令和4年度は、離島地域の畜産業が発展してきた経緯や現状について研究するとともに、鹿児島県三島村（竹島・硫黄島・黒島）の子牛の繁殖経営の実態について調査した。

令和5年度についても、引き続き同村の畜産業経営体の生産状況や所得形成、生産コストの状況等をふまえ経営分析を行う予定である。加えて、持続的な経営のために不可欠な、次世代の担い手育成、後継者対策に必要な施策について研究する。そのため、東京都八丈町（八丈島）の花卉栽培、園芸農家から構成される後継者グループ、八丈島農業振興青年研究会へのヒアリング調査をはじめとして、各離島で取り組む後継者対策、事業承継の事例収集による実態把握を行うことを計画している。

### 4) 実験農場における調査研究

実験農場においては、令和3年度から調査研究の対象となる生産活動を自ら実施することを止め、農業生産法人（株式会社つくば良農。以下「つくば良農」という。）に実験農場の農地等を提供し、調査研究に資する生産活動（GAPによる繁殖・野菜生産、耕畜連携、連作障害の回避等）を行わせ、そこからのデータ提供を受け研究員による調査研究を行う方法に移行している。

具体的には、黒毛和種の繁殖雌牛を飼育し子牛生産を行うとともに露地野菜（キャベツ等）の生産を行う複合経営に関する成立条件の実証調査研究を行っており、調査研究の3年度目となる本年度は、昨年度に引き続き定量的定性的データの本格的な収集・分析を行う。特に、つくば良農が行う特徴的な生産活動である耕畜連携について、堆肥の投入が露地野菜生産の減肥、収量増加、品質向上等に与える効果に関するデータ収集に努める。

## イ 農業及び農村に関する調査研究の成果の普及

### 1) 研究員による個別研究成果の公表

上記のアー1) で得られた研究員による個別研究成果について、論文や報告にとりまとめ本所研究報告『農業研究』（年刊）に掲載のうえ、関係者に配付するとともにホームページで公表する。

### 2) 研究企画委員会の公表

上記アー2) - (3)での資料等については、報告者の了解を得て、ホームページに公表する。

### 3) 講演会の開催及び講演会報告の公表

農業及び農村が直面する様々な問題について、そのテーマに応じ研究実績や知見を有する研究者、現場で課題解決に取り組み成果を上げている農業者等を講師に招き講演会を、3～4回程度開催する。講演会の記録については、印刷のうえ関係者に配付するとともにホームページで公表する。

## ウ 農業及び農村に関する調査研究の助成

### 人文・社会科学系若手研究者助成事業

農業及び農村分野に関する人文・社会科学系の若手研究者を育成することを目的として、それらの者の研究活動に要する経費に充てるため、人文・社会科学系若手研究者助成事業を実施する。令和5年度の助成対象者については、公募し、令和4年11月30日を締切期限として募集を行ったところ、10件の応募があり、当研究所の研究員等から成る選考委員会の選考を経て、3名（敬称略、五十音順）に対し助成を行うこととした。

#### (助成対象者)

金澤なつ美（34歳）岩手大学大学院連合農学研究科博士課程

産地と消費者をつなぐ都市型青果店の経営実態

北野 真帆（24歳）京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士課程

世界農業遺産認定地域における家族農業の動態に関する民族誌的研究

李 娜（28歳）京都大学大学院農学研究科博士後期課程

地域ブランド緑茶のブランド階層と製品ラインに関する実証分析ー中国「龍井茶」と日本「宇治茶」の比較ー

## エ 農業及び農村に関する研究者の表彰

農業に関する学術研究上顕著な業績を挙げ、斯学の発展に多大の貢献をなした者を表彰するため、日本農業研究所賞（隔年 3 件以内、賞金 1 件 100 万円）を授与している。

令和 5 年度は、この第 31 回として定款及び「日本農業研究所賞表彰規程」第 4 条の定めるところにより、受賞候補者を公募し、選考委員会における審査を経て受賞者を決定する。

なお、表彰式は令和 6 年度に開催する。

## Ⅱ 収益事業

日本農業研究会館等の当研究所で使用していない部屋を、公益法人等 8 団体に貸付ける。